

岩手労働局登録教習機関  
令和6年公示第9号

登録教習機関の登録事項の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

変更事項	変更前	変更後
氏名又は名称	公益財団法人岩手労働基準協会	公益財団法人岩手労働基準協会
代表者職氏名	代表理事 山中貞一	代表理事 佐藤修一
住 所	盛岡市北飯岡1丁目10-25	盛岡市北飯岡1丁目10-25
変更する年月日 令和6年4月19日		

令和6年5月30日

岩手労働局長